

岩沼市地域防災計画（案）について

岩沼市地域防災計画（素案）に対し、宮城県や仙台河川国道事務所、仙台管区气象台等の関係機関、東北大学災害科学国際研究所丸谷委員をはじめとする防災会議委員より修正意見をいただき、事務局で調整・確認ののち、パブリックコメントを実施し（資料2）、岩沼市地域防災計画（案）を作成いたしました。

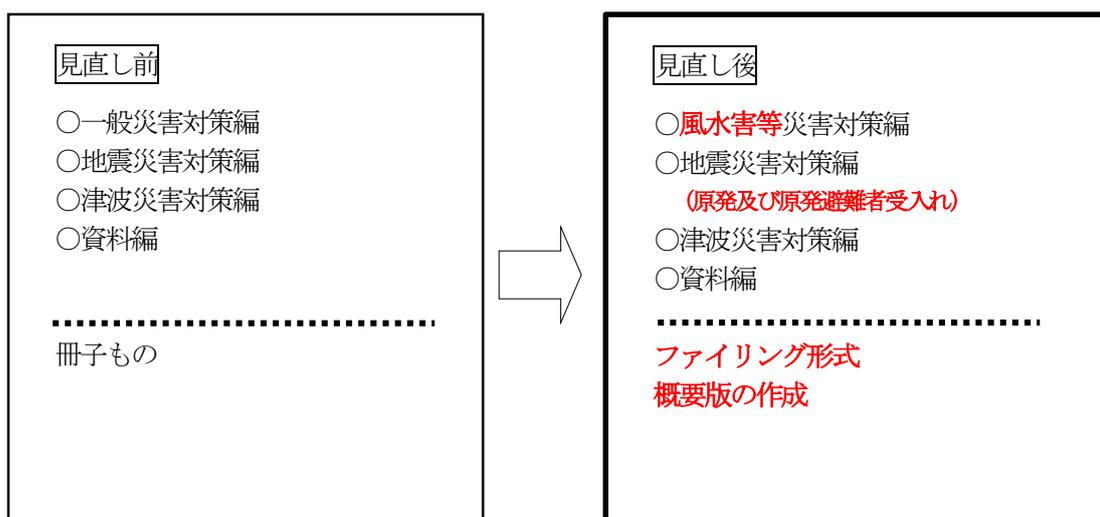
【修正の概要】（※第2回防災会議資料からの一部抜粋）

□災害対策基本法、防災基本計画、宮城県地域防災計画の修正内容を反映

- ・適切な避難行動を促す情報伝達
- ・水害等リスク情報の周知
- ・被災者の生活環境の改善
- ・地域防災力の向上 など

□経年対応による改定

- ・市の組織変更等に伴うもの
- ・気象庁による気象警報・注意報等基準の変更
- ・資料編の各種データの更新及び整理
- ・記述の適正化 など



岩沼市地域防災計画改定に係る新旧対照表

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
第1編 一般災害対策編	第1編 風水害等災害対策編
第1章 総則	第1章 総則
第1節 目的	第1節 計画の目的と構成
第2節 各機関の役割と業務大綱	第2節 各機関の役割と業務大綱
	第3節 岩沼市の概況
	第4節 災害の想定
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防対策
第1節 災害に強いまちづくり	<p>第1節 風水害等災害に強いまちづくり</p> <p>⇒ 第1 水害予防対策 3 市土保全事業施行 (2)ため池整備事業 9 浸水想定区域の指定 10 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成</p> <p>第3 土砂災害予防対策 2 土砂災害防止対策の推進 土砂災害の危険性のある区域の明示、基礎調査を完了させる実施目標の設定等について必要な箇所を修正(土砂災害警戒避難ガイドライン改定の反映)</p>
	第2節 都市の防災対策 ……………県構成に準拠して追加
第3節 建築物等の予防対策	第3節 建築物等の予防対策
第4節 ライフライン施設等の予防対策	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>⇒「第3 下水道施設 3 下水道防災体制」について(防災基本計画修正に伴う部分の修正)</p> <p>市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、下水道の機能を維持するための吸引車及び可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備並びに応援体制について、他の関係機関との連絡協力体制の整備に努める。</p>
第16節 防災知識の普及	<p>第5節 防災知識の普及</p> <p>⇒ 第2 防災知識の普及、徹底 2 市民への防災知識の普及 (3)普及・啓発の実施 イ 避難行動に関する知識 C 指定緊急避難場所</p>

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
	<p>への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」(避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定の反映)</p> <p>第4 市民の取組 1 食料・飲料水等の備蓄(防災基本計画の修正の反映)</p> <p>「最低3日間、推奨1週間」に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の定期的な点検を行うとともに、これらの玄関や寝室への配置などに努める。</p>
第15節 防災訓練の実施	第6節 防災訓練の実施
第17節 自主防災組織の育成	<p>第7節 地域における防災体制</p> <p>⇒ 第5 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進(地区防災計画)</p>
第13節 ボランティアの受入れ	第8節 ボランティアの受入れ
	<p>第9節 企業等の防災対策の推進 ……………県構成に準拠して追加</p> <p>⇒ 「第2 企業等の役割 企業等の事業継続の取組、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等</p>
第5節 情報通信網の整備	<p>第10節 情報通信網の整備</p> <p>⇒ 第2 市における災害通信網の整備 情報伝達ルート多重化、防災行政無線等の整備拡充</p>
第6節 職員の配備体制	<p>第11節 職員の配備体制</p> <p>⇒ 職員の配備体制「災害対策本部、業務継続計画(BCP)」についての修正(防災基本計画修正に伴う部分の修正)</p>
第2節 防災拠点等の整備	<p>第12節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>⇒ 広域、圏域、地域防災拠点の位置付けを明記(県追加反映)</p>
第7節 相互応援体制の整備	第13節 相互応援体制の整備
第8節 医療救護体制の整備	第14節 医療救護体制の整備
第9節 緊急輸送体制の整備	第15節 緊急輸送体制の整備
	<p>第16節 避難対策 ……………県構成に準拠して追加</p> <p>⇒ 第2 避難誘導體制(防災基本計画の修正)</p>

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
	<p>第3 避難場所の確保 1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底(防災基本計画修正の反映) 第6 避難誘導體制の整備</p> <p>4 避難勧告等の発令対象区域の設定 (1) 水害(「避難勧告等に関するガイドライン」の改定による追記)、(2) 土砂災害(記述の充実)</p>
第10節 避難収容対策	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <p>⇒ 第2 避難所の確保 6 避難所の運営・管理(防災基本計画の修正を反映)(「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定を反映) 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を次のように推進する。(5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておく。</p>
第11節 食料、飲料水及び生活物資の確保	第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保
第14節 災害時要援護者・外国人対策	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>⇒ 第2 高齢者、障がい者等への支援対策 2 要配慮者の災害予防対策 (3) 避難行動要支援者の名簿の作成(防災基本計画の修正に伴う)</p>
	第20節 複合災害対策 …………… 県構成に準拠して追加
第12節 廃棄物対策	<p>第21節 災害廃棄物対策</p> <p>⇒ 廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正の反映</p>
第18節 災害種別毎予防対策	第22節 災害種別毎予防対策
第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策
第1節 災害応急対策	<p>第1節 防災活動体制</p> <p>⇒ 「第3 市の活動 1 組織、配備体制」の修正(防災基本計画の修正に伴う)</p> <p>市は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害等に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。</p>

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
	第4 災害対策本部等
第2節 防災気象情報の収集・伝達体制	第2節 防災気象情報の伝達 ⇒ 警報等発表基準変更による差し替え
第3節 災害情報の収集・報告	第3節 情報の収集・伝達
第4節 通信放送施設の確保	第4節 通信・放送施設の確保
第5節 災害広報活動	第5節 災害広報活動
	<p>第6節 警戒活動 …………… 県構成に準拠して追加</p> <p>⇒ 第4 土砂災害警戒活動（防災基本計画修正の反映）</p> <p>3 避難勧告の発令に当たっては、土砂災害からの避難行動が必要となるタイミングとエリアについて、「避難勧告等に関するガイドライン」の考え方を判断基準として発令する。避難勧告等は、土砂災害に関するメッシュ情報における危険度に応じて発令する。</p> <p>4 市は、土砂災害に係る避難勧告等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。</p>
第7節 相互応援活動・派遣要請	第7節 相互応援活動
第21節 災害救助法の適用	第8節 災害救助法の適用
	第9節 自衛隊の災害派遣 …………… 県構成に準拠して旧版第7節の一部を分離追加
第6節 救急・救助活動	第10節 救急・救助活動
第8節 医療救護活動	第11節 医療救護活動
第11節 交通・輸送活動	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>⇒ 第3 陸上交通の確保（防災基本計画の修正の反映） 障害物の除去等・運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動 等</p>
	第13節 ヘリコプターの活動 …………… 県構成に準拠して旧版第11節の一部を分離追加
第10節 避難活動	第14節 避難活動

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
	<p>⇒ 避難準備・高齢者等避難開始発令（防災基本計画における避難準備情報の考え方を反映。また、避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正）</p> <p>(変更前) (変更後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」 ・「避難勧告」 → 「避難勧告」 ・「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」 <p>第3 避難の勧告又は指示（緊急）</p> <p>第4 避難の勧告又は指示（緊急）の内容及び周知</p> <p>第6 避難の方法 1 避難者の誘導（防災基本計画の修正の反映）</p> <p>第7 指定緊急避難場所の開設及び周知（避難勧告等ガイドラインの改定の反映）</p>
第14節 住宅対策	第15節 応急仮設住宅等の確保
	第16節 相談活動 ……………県構成に準拠して追加
第20節 災害時要援護者対策	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>⇒ 防災基本計画の修正に伴う「第3 外国人支援対策」の修正追記</p>
第17節 愛玩動物収容対策	第18節 愛玩動物の収容対策
第13節 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動
第15節 防疫・保健衛生活動	第20節 防疫・保健衛生活動
第16節 遺体等の捜索・処理・埋葬	<p>第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>⇒ 防災基本計画の修正に伴う、第3 遺体の処理・収容</p>
	第22節 災害廃棄物処理活動 ……………県構成に準拠して追加

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
	⇒ 廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正の反映
第12節 社会秩序の維持活動	第23節 社会秩序の維持活動
第19節 教育活動	第24節 教育活動等
第9節 防災資機材等の調達	第25節 防災資機材及び労働力の確保
第18節 公共公益施設の応急対策	第26節 公共土木施設等の応急対策
	第27節 ライフライン施設等の応急復旧 ……県構成に準拠して旧版第18節の一部を分離追加 ⇒ 防災基本計画の修正に伴う「第3 下水道施設」の修正
	第28節 農林業の応急対策 ……県構成に準拠して旧版第18節の一部を分離追加
	第29節 二次災害・複合災害防止対策 ……県構成に準拠して追加
第22節 応急公用負担等の実施	第30節 応急公用負担等の実施
	第31節 ボランティア活動 ⇒ 防災基本計画の修正に伴う「第2 防災ボランティア 2 災害ボランティアセンターの設置」の修正
第23節 災害種別毎応急対策	第32節 災害種別毎応急対策
第4章 災害復旧対策計画	第4章 災害復旧・復興対策
第1節 災害復旧・復興	第1節 災害復旧・復興計画
第2節 生活再建支援	第2節 生活再建支援 ⇒第2 罹災証明書の交付 第3 被災者台帳 について追加修正(災害対策基本法の一部改正の反映)
	第3節 住宅復旧支援 ……県構成に準拠して追加
第4節 産業復興の支援	第4節 産業復興の支援
	第5節 社会基盤の復旧・復興対策

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
第3節 義援金の受入れ、配分	第6節 義援金の受入れ、配分
第5節 激甚災害の指定	第7節 激甚災害の指定
	第8節 災害対応の検証 …………… 県構成に準拠して追加
第2編 地震災害対策編	第2編 地震災害対策編
第1章 総則	第1章 総則
第1節 目的	第1節 計画の目的と構成
第2節 各機関の役割と業務大綱	第2節 各機関の役割と業務大綱
	第3節 岩沼市を取り巻く地震環境 …………… 県構成に準拠して追加
	第4節 対象とする地震 …………… 県構成に準拠して追加
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防対策
第9節 職員の配備体制	第1節 職員の配備体制 ⇒ 職員の配備体制 第2 市の配備体制の明確化
第1節 地震に強いまちづくり	第2節 地震に強いまちの形成
	第3節 地盤にかかる施設等の災害対策
第5節 海岸・河川施設等の災害対策	第4節 海岸・河川保全施設等の整備 ⇒ 農業施設等における地震災害に特化した内容に整理に修正
第3節 交通施設の災害対策	第5節 交通施設の災害対策
	第6節 都市の防災対策 …………… 県構成に準拠して追加
第4節 建築物等の耐震化対策	第7節 建築物等の耐震化対策

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
第6節 ライフライン施設等の予防対策	第8節 ライフライン施設等の予防対策
第7節 危険物施設等の予防対策	第9節 危険物等の災害予防対策
第20節 防災知識の普及	第10節 防災知識の普及
第19節 地震防災訓練の実施	第11節 地震防災訓練の実施
第21節 自主防災組織の育成	第12節 地域における防災体制
第17節 ボランティアの受入れ	第13節 ボランティアの受入れ
	第14節 企業等の防災対策の推進 ……県構成に準拠して追加
第8節 情報通信網の整備	第15節 情報通信網の整備
第2節 防災拠点等の整備	第16節 防災拠点等の整備・充実
第10節 相互応援体制の整備	第17節 相互応援体制の整備
第11節 医療救護体制の整備	第18節 医療救護体制の整備
第12節 火災予防対策	第19節 火災予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備	第20節 緊急輸送活動対策
	第21節 避難対策 ……県構成に準拠して追加
第14節 避難収容対策	第22節 避難受入れ対策
第15節 食料、飲料水及び生活物資の確保	第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保
第18節 災害時要援護者・外国人対策	第24節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策
	第25節 複合災害対策 ……県構成に準拠して追加
第16節 廃棄物対策	第26節 災害廃棄物対策

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
	第27節 積雪寒冷地における地震災害予防 ……県構成に準拠して追加
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策
第1節 災害応急対策	第1節 防災活動体制
第2節 地震情報 第3節 災害情報の収集・報告 第4節 通信放送施設の確保	第2節 情報の収集・伝達 ……県構成に準拠して第2節、第3節、第4節を第2節に集約 ⇒ 緊急地震速報の発表、伝達等(防災基本計画の修正に伴う反映)
第5節 災害広報活動	第3節 災害広報活動
第7節 相互応援活動・派遣要請	第4節 相互応援活動
第21節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用
	第6節 自衛隊の災害派遣 ……県構成に準拠して追加
第6節 救急・救助活動、火災の延焼防止	第7節 救急・救助活動
第8節 医療救護活動	第8節 医療救護活動
	第9節 消火活動 ……県構成に準拠して旧版第6節の一部を分離追加
第11節 交通・輸送活動	第10節 交通・輸送活動
	第11節 ヘリコプターの活動 ……県構成に準拠して旧版第11節の一部を分離追加
第10節 避難活動	第12節 避難活動
第14節 住宅対策	第13節 応急仮設住宅等の確保
	第14節 相談活動 ……県構成に準拠して追加
第20節 災害時要援護者対策	第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
第17節 愛玩動物収容対策	第16節 愛玩動物の収容対策
第13節 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動
第15節 防疫・保健衛生活動	第18節 防疫・保健衛生活動
第16節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬
	第20節 災害廃棄物処理活動 ……県構成に準拠して追加
第12節 社会秩序の維持活動	第21節 社会秩序の維持活動
第19節 教育活動	第22節 教育活動等
第9節 防災資機材等の調達	第23節 防災資機材等及び労働力の確保
第18節 公共公益施設の応急対策	第24節 公共土木施設等の応急対策
	第25節 ライフライン施設等の応急復旧 ……県構成に準拠して旧版第18節の一部を分離追加
第22節 危険物施設等の安全確保	第26節 危険物施設等の安全確保
	第27節 農林業の応急対策 ……県構成に準拠して旧版第18節の一部を分離追加
	第28節 二次災害・複合災害防止対策 ……県構成に準拠して追加
第23節 応急公用負担等の実施	第29節 応急公用負担等の実施
	第30節 ボランティア活動 ……県構成に準拠して追加
第4章 災害復旧対策計画	第4章 災害復旧・復興対策
	第5章 原子力災害対策
	新設 ⇒ 第2 情報の収集・伝達 第3 防災業務関係者の安全確保 第4 屋内退避、避難収容等の防護活動(避難者の受入れ協力)

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
	第5 飲料水、飲食物の摂取制限等 第6 広報活動 等

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
第3編 津波災害対策編	第3編 津波災害対策編
第1章 総則	第1章 総則
第1節 目的	第1節 計画の目的と構成
第2節 各機関の役割と業務大綱	第2節 各機関の役割と業務大綱
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防対策
	第1節 総則 ……県構成に準拠して追加
第1節 津波に強いまちづくり	第2節 津波に強いまちの形成
第5節 海岸・河川施設等の災害対策	第3節 海岸・河川保全施設等の整備
第3節 交通施設の災害対策	第4節 交通施設の災害対策
	第5節 都市の防災対策……県構成に準拠して追加
第4節 建築物等の耐震化対策	第6節 建築物等の安全化対策
第6節 ライフライン施設等の予防対策	第7節 ライフライン施設等の予防対策
第7節 危険物施設等の予防対策	第8節 危険物等の災害予防対策
第20節 防災知識の普及	第9節 防災知識の普及 ⇒ 第2 防災知識の普及・徹底 3 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 (1) 津波ハザードマップの整備 (宮城県津波対策ガイドラインの修正に伴う追加)
第19節 防災訓練の実施	第10節 地震・津波防災訓練の実施
第21節 自主防災組織の育成	第11節 地域における防災体制
第17節 ボランティアの受入れ	第12節 ボランティアの受入れ
	第13節 企業等の防災対策の推進 ……県構成に準拠して追加

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
	第14節 津波監視体制、伝達体制の整備 …………… 県構成に準拠して追加 ⇒ 第3 避難指示(緊急)等の伝達体制の整備 1 避難指示(緊急)等の発令基準の設定 他(避難勧告等に関するガイドラインの制定、防災基本計画の修正に伴う追加修正)
第8節 情報通信網の整備	第15節 情報通信網の整備
第9節 職員の配備体制	第16節 職員の配備体制
第2節 防災拠点等の整備	第17節 防災拠点等の整備・充実
第10節 相互応援体制の整備	第18節 相互応援体制の整備
第11節 医療救護体制の整備	第19節 医療救護体制の整備
第12節 火災予防対策	第20節 火災予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備	第21節 緊急輸送体制の整備
	第22節 避難対策 …………… 県構成に準拠して追加 第4 津波避難ビル等の確保(宮城県津波対策ガイドラインの改正に伴う修正) 第7 避難誘導体制の整備(避難勧告等ガイドラインの改定の反映) 第11 避難計画の策定(防災基本計画の修正の反映)
第14節 避難収容対策	第23節 避難受入れ対策
第15節 食料、飲料水及び生活物資の確保	第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保
第18節 災害時要援護者・外国人対策	第25節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策
	第26節 複合災害対策 …………… 県構成に準拠して追加
第16節 廃棄物対策	第27節 災害廃棄物対策
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策
第1節 災害応急対策	第1節 防災活動体制

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
第2節 津波情報 第3節 災害情報の収集・報告 第4節 通信放送施設の確保	第2節 情報の収集・伝達……………県構成に準拠して第2節、第3節、第4節を第2節に集約
第5節 災害広報活動	第3節 災害広報活動
第7節 相互応援活動・派遣要請	第4節 相互応援活動
第21節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用
	第6節 自衛隊の災害派遣……………県構成に準拠して旧版第7節の一部を分離追加
第6節 救急・救助活動、火災の延焼防止	第7節 救急・救助活動
第8節 医療救護活動	第8節 医療救護活動
	第9節 消火活動……………県構成に準拠して旧版第6節の一部を分離追加
第11節 交通・輸送活動	第10節 交通・輸送活動
	第11節 ヘリコプターの活動……………県構成に準拠して旧版第11節の一部を分離追加
第10節 避難活動	第12節 避難活動 ⇒ 避難勧告等に関するガイドラインの改定による各修正、宮城県津波対策ガイドラインの改正による各修正 第1 目的 1 避難の原則 2 避難指示等の対象とする避難行動（県追加新設反映） 第3 避難の勧告又は指示（緊急） 2 遠地地震の場合の避難勧告等（避難勧告等に関するガイドラインの改定の反映）
第14節 住宅対策	第13節 応急仮設住宅等の確保
	第14節 相談活動……………県構成に準拠して追加
第20節 災害時要援護者対策	第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動
第17節 愛玩動物収容対策	第16節 愛玩動物の収容対策
第13節 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

平成25年3月 策定	平成31年3月 策定(案)
第15節 防疫・保健衛生活動	第18節 防疫・保健衛生活動
第16節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬
	第20節 災害廃棄物処理活動 ……県構成に準拠して追加
第12節 社会秩序の維持活動	第21節 社会秩序の維持活動
第19節 教育活動	第22節 教育活動等
第9節 防災資機材等の調達	第23節 防災資機材及び労働力の確保
第18節 公共公益施設の応急対策	第24節 公共土木施設等の応急対策
	第25節 ライフライン施設等の応急復旧 ……県構成に準拠して旧版第18節の一部を分離追加
第22節 危険物施設等の安全確保	第26節 危険物施設等の安全確保
	第27節 農林業の応急対策 ……県構成に準拠して旧版第18節の一部を分離追加
	第28節 二次災害・複合災害防止対策 ……県構成に準拠して追加
第23節 応急公用負担等の実施	第29節 応急公用負担等の実施
	第30節 ボランティア活動 ……県構成に準拠して追加
第4章 災害復旧計画	第4章 災害復旧・復興対策